兵庫県公報

令和７年３月25日　火曜日　　第４号外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

規　　則

ページ
○ 技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…… 2
○ 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（同）…… 14
○ 都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）…… 17

公布された法令のあらまし

◎技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第６号）

技能労務職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和６年兵庫県条例第44号）と同様の措置を講ずることとした。

◎職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（規則第７号）

職員の給与等に関する条例の一部改正により、再任用職員に支給する手当に特地勤務手当に準ずる手当が加えられることを踏まえ、特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との均衡上当該手当を支給する必要があると認められる再任用職員について定める等所要の整備を行うこととした。

◎都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第８号）

宅地造成等規制法（以下「法」という。）の一部改正により、宅地造成又は特定盛土等積に関する工事について都市計画法に定める開発許可を受けた場合、当該工事は法に規定する許可を受けたものとみなす規定が新設されたことに伴い、様式について所要の整備を行うこととした。

規　　則

技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月25日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第６号

技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項第２号中「第10条第２項において」を「以下」に改める。

第５条第１項中「１級17号給」を「１級１号給」に改め、同条第４項中「１級17号給」を「１級１号給」に、「17に」を「１に」に、「23」を「７」に改める。

第８条第１項中「第12条第３項」を「第12条第３項第１号」に改める。

第17条第２項中「並びに給与規則第37条の４」を「並びに給与規則第20条の２、第21条及び第37条の４」に、「支給方法」を「支給方法等」に、「及び給与規則第37条の４」を「、給与規則第37条の４並びに会計年度任用職員規則第４条及び第５条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条、第９条の２関係）

技　能　労　務　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000

61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,900
63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,400
64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,900
65	240,900	260,100	289,300	315,600	365,300
66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,800
67	241,500	260,700	290,300	316,500	366,300
68	241,700	260,900	290,800	317,000	366,800
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		

	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

別表第５及び別表第６を次のように改める。

別表第５（第７条関係）

昇　格　時　号　給　対　応　表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25

69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

備考　この表の昇格後の号給欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第６（第７条関係）

降　格　時　号　給　対　応　表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	97
63	105	137	98	97
64	105	137	100	97
65	105	137	101	97
66	105	137	102	97
67	105	137	103	97
68	105	137	104	97

69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

備考　この表の降格後の号給欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規則による改正前の技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則別表第１の技能労務職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日に昇格又は降格をした職員の号給の特例）

３　切替日に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）をした職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則第７条の規定を適用する。

（補則）

４　前２項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則別表（附則第２項関係）

技能労務職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新　　号　　給			
	１級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42

51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	

101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月25日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第７号

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年兵庫県規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項本文中「伴つて」を「伴って」に、「もつて」を「もって」に改め、同項ただし書中「もつて」を「もって」に改め、同項第１号中「なつた」を「なった」に改め、同項第２号中「伴つて」を「伴って」に改め、同条第２項中「新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなつた事務所等に在勤する職員のうち、その特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該事務所等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して３年を経過していないもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤する職員であって、その特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前３年以内に当該事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの

(2)　職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第１項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）をされ、特地事務所等又は準特地事務所等に在勤することとなった職員であって、当該特地事務所等又は準特地事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(3)　新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤する職員であって、指定日前３年以内に、定年前再任用をされ、当該事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

(4)　定年前再任用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた事務所等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、第１号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5)　定年前再任用をされた職員であって、当該採用の日の前日に条例第４条第１項又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員

(6)　前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる職員との均衡上必要があるものとして知事が認める職員

第３条第３項中「当該職員の指定日に在勤する事務所等が同項に規定する異動の日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとした場合に条例第４条第１項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　前項第１号に掲げる職員　当該職員の指定日に在勤する事務所等が同号の異動の日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとした場合に条例第４条第１項（職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第３号）第３条第３項若しくは第４条第３項又は条例附則第３項（同規則附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2)　前項第２号に掲げる職員　定年前再任用をされた日に特地事務所等又は準特地事務所等に異動したものとした場合に条例第４条第１項の規定により支給されることとなる期間及び額

(3)　前項第３号に掲げる職員　当該職員の指定日に在勤する事務所等が、定年前再任用をされた日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所等に異動したものとした場合に条例第４条第１項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4)　前項第４号に掲げる職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として引き続き勤務していたものとした場合に条例第４条第１項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5)　前項第５号に掲げる職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第４条第１項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6)　前項第６号に掲げる職員　別に知事が定める期間及び額

第４条の見出しを「（端数計算）」に改め、同条中「端（は）数」を「端数」に、「もつて」を「もって」に改める。

附則第３項から第５項までを削る。

別表龍野土木事務所引原ダム管理所の項中「龍野土木事務所引原ダム管理所」を「光都土木事務所引原ダム管理所」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年兵庫県条例第39号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第12条に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則による改正後の職員の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第３条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項第２号中「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第１項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年兵庫県条例第39号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第２条第１項若しくは第２項、第３条第１項若しくは第２項、第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第２項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和４年改正条例附則第２条第１項若しくは第２項、第３条第１項若しくは第２項、第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第２項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第３号から第５号まで並びに同条第３項第２号及び第３号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第４号中「定年前再任用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第５号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措

置）

３　改正後の規則第３条第２項第１号の規定は、令和７年４月１日（以下「切替日」という。）以後に、同号の異動をした職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）第12条又は第13条第１項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員について適用する。

４　改正後の規則第３条第２項第２号及び第３号の規定は、切替日以後に職員の定年等に関する条例第12条若しくは第13条第１項又は令和４年改正条例附則第２条第１項若しくは第２項、第３条第１項若しくは第２項、第４条第１項若しくは第２項若しくは第５条第１項若しくは第２項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされた職員について適用する。

５　改正後の規則第３条第２項第４号の規定は、切替日以後に再任用をされた職員であって、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同項第１号に掲げる職員に該当することとなる日が切替日以後であるものについて適用する。

６　改正後の規則第３条第２項第５号の規定は、切替日以後に再任用をされた職員であって、当該採用の日の前日に支給されていた職員の特地勤務手当等に関する条例（昭和46年兵庫県条例第１号）第４条第１項又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が切替日以後であるものについて適用する。

（補則）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月25日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第８号

都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第２号裏の部中

「

７　必要な事項その他	

」

を

「

<table>
<tr><td rowspan="4">７　宅地造成及び特定盛土等規制法の手続</td><td>区　　域</td><td colspan="5">宅地造成等工事規制区域　・　特定盛土等規制区域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象工事（土石の堆積を除く。）の有無及びその内容</td><td rowspan="2">有　・　無</td><td>盛土</td><td>メートル</td><td>切土</td><td>メートル</td></tr>
<tr><td>造成面積</td><td colspan="3">平方メートル</td></tr>
<tr><td>中間検査の有無及び予定日</td><td>有　・　無</td><td>予定日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>定期報告の有無</td><td colspan="5">有　　・　　無</td></tr>
<tr><td>８　必要な事項その他</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

」

に改め、同様式（注意）３(7)中「７の」を「８の」に改め、同様式（注意）３中(7)を(11)とし、(6)の次に次のように加える。

(7)　７の「区域」欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第１項に規定する宅地造成等工事規制区域及び盛土規制法第26条第１項に規定する特定盛土等規制区域のうち、開発区域の全部又は一部が該当するものを○で囲んでください。

(8)　７の「対象工事（土石の堆積を除く。）の有無及びその内容」欄は、盛土規制法第２条第１項

第２号に規定する宅地造成又は同項第３号に規定する特定盛土等に関する工事の有無を〇で囲んでください。

(9)　７の「中間検査の有無及び予定日」欄は、盛土規制法第18条第１項又は第37条第１項に規定する中間検査の適用の有無を〇で囲んでください。

(10) ７の「定期の報告の有無」欄は、盛土規制法第19条第１項又は第38条第１項に規定する定期の報告（土石の堆積の定期報告を除く。）の適用の有無を〇で囲んでください。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。